

東北町農林水産業経営継続支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 東北町の農林水産業において、新型コロナウイルス感染症の影響が経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農林水産業者の経営継続に向けた支援が急務となっている。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、経営継続のための取組を総合的かつ迅速に支援するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 事業の交付対象は、感染防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業機械及び資材とし、その他町長が特に認めたものとする。

(補助金対象者)

第3条 事業の交付対象者は、東北町に住所を有し、農林水産業を営む個人又は法人。なお、水産業者については、漁業組合の正組合員であるもの。
(専従者は対象外) また、令和2年度東北町農林水産業経営継続支援補助事業の補助対象者は対象外とする。

(事業実施の手続き)

第4条 事業実施者は、事業の実施に必要な手続きを行うものとする。

(事業計画)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、計画承認申請書(第1号様式)に町長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。
2 町長は、計画承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認についての可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業実施者の選定)

第6条 事業実施者から予算の範囲を超えた事業計画承認申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額もしくは、抽選において決定する。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定後に行うものとする。ただし事業実施者は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に本事業着手する必要がある場合は、事前着手届（第2号様式）を町長へ提出するものとし、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。

(その他)

第8条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

附 則

この公告は公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。